

第 1 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年11月4日(水)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	欠	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者

6番 米岡 省子

19番 江向 信夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久保克明
農地係	松尾希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第58号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第59号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 21件)	

8. 報告事項

報告 第24号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告 第25号	農地の形質変更届出について	(1件)
報告 第26号	形質変更工事計画変更届について	(2件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																		
議長	<p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、3番井手委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 米岡委員、19番 江向委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第、御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、3つです。</p> <table data-bbox="344 922 1439 1160"> <tr> <td>議案第58号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第59号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第60号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 21件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table data-bbox="344 1240 1439 1415"> <tr> <td>報告第24号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第25号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第26号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第58号	農地法第5条の申請について	3件	議案第59号	農地法第4条の申請について	1件	議案第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 21件	報告第24号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第25号	農地の形質変更届出について	1件	報告第26号	形質変更工事計画変更届について	2件
議案第58号	農地法第5条の申請について	3件																	
議案第59号	農地法第4条の申請について	1件																	
議案第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 21件																	
報告第24号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																	
報告第25号	農地の形質変更届出について	1件																	
報告第26号	形質変更工事計画変更届について	2件																	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第58号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																		
事務局	<p>議案第58号 農地法第5条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、48番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が</p>																		

事務局	<p>3 ページ、平面図が 4 ページ、断面図が 5 ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町福野地区です。</p> <p>借受人が、農業用倉庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、49 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 6 ページ、字図が 7 ページ、土地利用計画図が 8 ページになります。</p> <p>申請地は大川町駒鳴地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>こちらの申請は九電からの工事費負担金請求書が発送されていたので、保留の対象外となっております。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、50 番になります。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は、案内図が 9 ページ、字図が 10 ページ、土地利用計画図が 11 ページ、平面図が 12 ページ～13 ページ、断面図が 14 ページになります。</p> <p>申請地は脇田町です。</p> <p>借受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 58 号農地法第 5 条の申請は以上 3 件です</p>
議長	<p>それでは、農地法第 5 条 48 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
19 番委員	<p>48 番についてご説明致します。貸付人と借受人は親子です。新しくトラクターを買われまして、既存の農業倉庫では入らないという事で、新しく倉庫を建てたいとおみえになられました。区長さん、生産組合長さんの同意の印鑑もありますので、ご報告させていただきます。</p>
議長	<p>48 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、農地法第 5 条 49 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
12 番委員	<p>貸付人、借受人は親子です。お父さんが畑をもうできないということと、息子さんは勤めに出ているので耕作まで手が回らないと</p>

12番委員	いう事で、太陽光発電の設置を計画されております。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	49番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	太陽光発電の件ですが、九電との兼ね合いはどうなっていますか。
事務局	事務局の方から補足させていただきます。こちらは早くから申請の準備をされていた案件で、申請自体は遅くなったのですが、九電の方には早く申請をされていて、工事負担金請求書も発送されています。今回のニュースでありました保留の対象外となっております。転用許可がおりれば九電との契約もきちんとできる方です。
議長	先月の常任会議の件でお話ししました太良町の物件と太良町の太陽光発電に関しましても、9月24日の新聞報道で厳しくなりました。はっきり認定済みの分は施工できますが、常任会議でも必ず参考事項で、経済産業省の省エネ発電設備の認定済みと書いてあります。経済産業省も認めましたというお墨付きがなければ大規模なものではできません。それともう1点。九州電力からの工事費負担金請求書もありという事で、経済産業省と九州電力のことを参考事項に書いてあります。これがきちんとしてないと県の方も許可をしないということです。現在のところは4、5年先までか、2年くらいで緩和されるかわかりませんが、現在はそのような状況です。
議長	他に49番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、農地法第5条50番について担当委員から説明をお願いします。

5 番委員	<p>脇田の中にあります交差点より一キロほど平山寄りにありまして脇田神社より 300メートルくらいのところにあります。申請地のすぐ左はバイパスがあります。9月に東建のほうから集合住宅を作りますということで見えました。日照権についても業者のほうで値を出されて隣接の方ともお話されて、少しだけ西側に寄せて建てるということで了解を得られています。平米数は少ないのですが、若者向けのワンルームマンションのような感じになっています。区長さん、生産組合長さん、隣接の方の捺印がありましたので、私も何も問題がないと思いましたので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>50番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第58号農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第59号農地法第4条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第59号農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、20番になります。</p> <p>図面は、字図が15ページ、案内図が16ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>なお、この案件については、申請人がすでに植林をされていたことについて始末書が添付されております。一部、植林をされていない部分がありましたが、そこについては補植される予定です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の</p>

事務局	<p>(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第59号農地法第4条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>農地法第4条申請についてですが、何年も前に木を植えてしまっていたのですが、区長さんから申請は済んでいるかと聞かれて初めて気づいたということで来られました。イチョウやクヌギを植えられて大分大きくなっていました。木を植えるのでいいだろうと思って植えた。今頃気づいてすいませんと来られました。区長さん、生産組合長さん、印もありましたので、私も押しました。</p>
議長	<p>議案第59号農地法第4条の申請について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第59号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年21件について、御説明します。</p> <p>議案の3ページから5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が11名、貸付人が20名で、面積は、田が73,410㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6ページから17ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年21件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
7番委員	<p>利用目的でハウスとなっていますが、特にきゅうりについてはハウス建設にあたって県単事業とか国庫事業に連動はしていますか。きゅうりハウスは連棟ハウスでしょう。大変なお金がいると思うのですが。県単の佐賀園芸活性化とか連動はしたハウスなんですか。</p>
事務局	<p>ハウスの設置に関しては中身の方は把握してませんで、今回黒川町であがっている施設きゅうりに関しましては従来から農協が間に入られて賃貸借をされている分の案件でして、こちらについても農協が間に入って皆さんで決められて、単あたり6万円で作られた利用権設定でございます。施設建設がどう行われたかはわかりません。把握しておりません。</p>

7番委員	園芸方は農業振興課が窓口だと思いますが、局長は把握されてないですか。
事務局	担当から話がありましたように、事業との確認はしていないとのことですので、把握はできておりません。
議長	圃場整備をするときに県営圃場整備事業であるか、構造改善事業であるかになるのですが、ハウス関係は井手野から大川原とか府招までが県営圃場整備の事業で、南波多町の前平地区から畑川内まで構造改善事業の関係で区画整備しました。構造改善事業をしたので、何かそのほかにしてくださいという条件が付いておりましたので、自分達の集落は茶畑の開発を2か所、前平地区はブドウ園や梨園をされました。今回は畑川内分の更新ですが、畑川内、長尾、真手野まで、今はきゅうりがメインですけど、もともとはメロンを作るといってされて、失敗されましたけど、その後、きゅうりを作っておられます。昔の県営補助など事業をいただいて一番初めはされているようです。
7番委員	会長の話を聞いてわかりました。これは更新ですね。
事務局	はい。そうです。
7番委員	始期が26年とあるが、26年から始まるということではないんですね。
事務局	一番右側に設定筆数とありまして、新と再とあります。再が消えかかっておりますが。再設定の分です。
7番委員	わかりました。
議長	この反当当たりの6万円となっていますが、これは更新時期に農協の本所に聞いて、米の価格など変動に合わせて設定をいただいています。何年か前は8万だったと思います。米の価格が下

議長	がったので6万円になっています。地主と個人の契約ではなくて農協に設定していただいた賃借料でされております。
19番委員	以前、利用権設定した時には10a 当り60kgで契約されていましたが、そのあと切れて、更新もなされず、最近は10a 当り30kgになっておりますが、地主さんにしたら以前のようにほしいということで揉めまして、私も相談を受けました。今はこの30kgが妥当でしょうか。それから、利用権設定がまだ残っている時に30kgに下げているものかお尋ねします。
事務局	利用権設定はお互いの契約書の意味合いもございますので、契約期間中、60kgと定めているのであれば60kgと。そうでなければ、改めてこの契約書を作り直すという形になると思います。当然変動することはあるので、契約は契約ですが、お互いの折り合いのつくところで、契約書をし直された方がいいのかとは思いますが。しかし、こちらの立場から言えば、5年間、年間60kgでされているのであれば、60kgでしてくださいと農業委員会としては言わないといけないかと思っています。一度契約が切れたといわれましたが、契約切れる前に終期通知をお送りしています。再設定のお願いも農業委員さんに終期通知を渡してお願いしております。契約をされていないのであれば、農業委員会として入っていける案件ではないかなと思っています。そういう問題がないようにということで利用権設定をしていただいているはずなので、されていないのであれば、こちらからの利用調整は難しいのかなと思っています。改めて契約をし直していただければと思います。
19番委員	用紙は事務局にありますか。
事務局	あります。

議長	<p>他にご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年21件については申出のとおり決定します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第24号農地法第18条第6項通知の受理1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第24号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。</p> <p>議案は18ページを御覧ください。</p> <p>44番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用のために使用貸借予定で5条申請を上程しております。</p> <p>報告第24号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第24号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第25号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第25号農地の形質変更届について御説明します。</p>

事務局	<p>議案の19ページの7番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、断面図19ページ、平面図が20ページになります。</p> <p>申請地は黒川町横野地区です。</p> <p>申請地は隣接する河川と同じ高さのため、大雨時に土砂が流入し、堆積するため嵩上げをして災害防止対策及び耕作をするための届出です。</p> <p>報告第25号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、この7番については担当委員である私のほうから説明させて戴きます。</p> <p>この地主さんから話がありまして、区長兼生産組合長さんですが、申請地は山田で、近くの業者に頼んで、1枚低いので上の田並みに1mくらい、近くの土取場から運んで嵩上げし、田んぼとして作られるようにしたいということでした。場所は焼却場から2kmほど下ったところにある谷になります。雨の時に排水路兼用水路から水が入って、米を作ってもできないということで、1mほどあげて何とか作られるようにしたいということです。区画整備もできていないところで軽トラックがやっとう行くような田んぼです。このまましておくわけにはいかないということで申請が上がっております。隣接者や集落の方にも了解をいただいて申請をされております。ご審議をお願いします。</p>
議長	7番について、御質問はございませんか。
20番委員	19ページを見ると、そんなに段差がないように見えるのですが。
議長	図面がわかりにくいですが、19ページにあるように左側の農地の高さまで右側の田を嵩上げしたいということです。川と書いてあるところが用水路兼排水路です。

議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第26号形質変更工事計画変更届2件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第26号農地の形質変更工事計画変更届出2件について御説明します。</p> <p>議案の20ページ、4番になります。</p> <p>申請地は瀬戸町本瀬戸地区です。</p> <p>盛土用の土が高額なため、工事期間延長をするための届出です。</p> <p>工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>続きまして、議案の20ページ、5番になります。</p> <p>申請地は松浦町岳坂地区です。</p> <p>盛土用の土が不足しており、工事が止まっていたましたが、これから残土が発生してくるため工事期間延長をするための届出です。</p> <p>工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第26号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第26号農地の形質変更工事計画変更届出2件について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第11回の農業委員会を閉会します。</p>